

# 遺言代用信託

つなぐプラン

みまもるプラン



あなたの「想い」をお届けする  
それが、遺言代用信託です。

# こんな問題・心配 抱えていませんか？



自分が認知症になったら、お金の管理ができなくなることが心配



自分に万が一のことがあったときに、すぐに使えるお金を渡す人を決めておきたい

入院費用や介護費の支払いのときに家族がお金を引出せないと困る

ご本人さま

親が認知症や介護状態になったとき、お金の管理はどうしたらいいの？



親のお金を管理するのなら、他の家族にも分かるようにしておきたい

親のために使うお金を、本人の代わりに家族が引出せたらいいのに

万が一の相続のとき、すぐに預金を下ろせなくなるって本当？

ご家族さま

《そこで、第四北越銀行では「遺言代用信託」の  
「つなぐプラン」と「みまもるプラン」をご用意しています。》

ご本人さまが認知症等になった場合や、ご相続発生時に、資金を思うように引出せなくなることがあります。その解決策の一つとして、遺言代用信託があります。

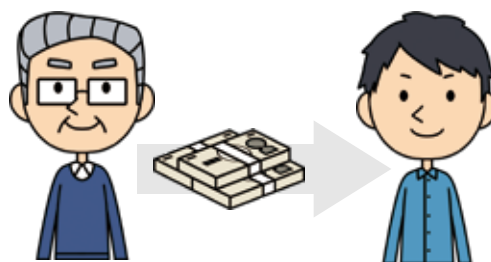


## 「遺言代用信託」では 2つのプランから選べます。

### つなぐプラン

#### ご相続が発生したら 信託金はすぐに受取人さまへ

あらかじめ受取人さまをご指定いただくことにより、ご本人さまにご相続が発生した場合、受取人さまが煩雑な相続手続きを経ることなく、資金をすぐにお受取りいただけます。



4 ページへ

### みまもるプラン

#### 「つなぐプラン」に 認知症や介護へのそなえをプラス

あらかじめ代理人となるご親族さまをご指定いただくことにより、ご本人さまが銀行に行けなくなっても、医療費や介護費などご本人さまのためにお使いになる資金を代理人さまがご本人さまに代わってお引出しいただけます。



8 ページへ

## つなぐプランのポイント

### 1 信託した金銭のお受取りが簡単

ご本人さまにご相続が発生した場合、受取人さまお一人での簡単な手続で、速やかに金銭をお受取りいただけます。(お受取りに必要な書類等は、右ページ「ご相続発生後」をご覧ください。)

### 2 遺産分割協議不要

遺産分割協議成立前でもお受取りが可能です。

### 3 受取人さまの来店不要

必要書類を郵送することでお受取りが可能です。

### 4 複数の受取人さまの指定が可能

4人までの受取人さまの指定が可能です。  
ご本人さまの推定相続人の中からご指定ください。

### 5 元本保証

元本保証（収益部分は除く）の金銭信託であり、お預かりした金額は預金と同様に預金保険制度の対象です。

## ご契約からお受取りまでの流れ

### ご契約



#### お申込時に必要となるご本人さまの書類等

- ◎ご本人さまの本人確認資料
- ◎ご本人さまの当行普通預金通帳・お届けのご印鑑

#### 申込書に記入が必要となる受取人さまのご氏名等 (受取人さまのご来店は必要ございません)

##### [お申込の前にご確認をお願いします]

- ◎受取人さまの当行普通預金通帳の支店名・口座番号
  - ▶当行口座をお持ちでない場合は、事前に作成をお願いしてください。
- ◎受取人さまの氏名、生年月日、郵便番号、住所、電話番号

メモ・写等でご準備ください

### ご相続発生後



#### 受取人さまが資金受取時に必要となる書類等

- ◎医師の死亡診断書もしくは除籍謄本等
- ◎受取人さまの本人確認資料
- ◎受取人さまの個人番号を確認できる書類
- ◎受取人さまの当行普通預金のお届けのご印鑑

# 「遺言代用信託」 つなぐプラン商品概要

お申込可能な方／未成年者を除く個人（おひとりさま1プラン1契約）

商 品 名	遺言代用信託 ～つなぐプラン～
信 託 金 額	<ul style="list-style-type: none"> <li>●信託金額は100万円以上3,000万円以下で1万円単位です。 ※但し、信託できる金額はご本人さま（委託者）が保有されている総金融資産の25%までとなります。 ※ご契約後の信託金の追加も可能です。 （100万円以上1万円単位、合計で3,000万円まで）</li> </ul>
信 託 期 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>●信託契約日から5年～30年の間で1年単位でご指定いただいた期間経過後の応当日までとなります。</li> <li>●信託期間終了時に、委託者ご存命のときは委託者に金銭をお返しします。</li> </ul>
受取人さまに関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●受取人さまは委託者の推定相続人の中からご指定ください。（推定相続人とは現時点で委託者に相続が発生したと仮定した場合に相続人となる方です。）</li> </ul>
受 取 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次のいずれかの受取方法を申込時にご指定いただきます。この受取方法の変更はできません。（受取口座は当行普通預金口座のみとします。）</li> <li>①<b>一時金受取型</b> ご相続発生時に受取人さま（4名以内）が全ての信託財産を一時金で受取ります。</li> <li>②<b>定時定額金受取型</b> ご相続発生時に受取人さま（4名以内）が各々の信託財産の受取方法（一時金で受取、または定時定額金で受取）を選択して受取ります。定時定額金受取の場合は2ヵ月毎・3ヵ月毎・6ヵ月毎・12ヵ月毎から相続発生時に選択できます。また、受取日は15日（休日の場合は前営業日）とします。</li> <li>③<b>一時金＋定時定額金受取型</b> 「① 一時金受取型」と「② 定時定額金受取型」の組合せ。一時金受取人と定時定額金受取人を合わせて4名まで指定できます。定時定額金受取人は信託財産から一時金を除いた金額を委託者の指定された割合で受取ります。 ※同じ方を一時金と定時定額金、両方の受取人として指定できます。</li> </ul>
信 託 報 酬 (契約・追加手数料)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●契約時および信託金追加時に信託金額の1.1%（但し最低55,000円、税込）を頂きます。</li> </ul>
信 託 報 酬 (運 用 報 酬)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●毎年3月、9月の末日に運用収益の中からいただきます。</li> <li>●運用報酬額は運用収益から信託元本と予定配当率に基づき計算してお支払する収益金総額等を差し引いた金額（年8.0%～年0.001%の範囲内）となります。</li> </ul>
そ の 他 の 料 手 数 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>●委託者が受取人、受取割合を変更する場合は委託者より5,500円（税込）をいただきます。また、信託された金銭を受取人さまに振込みする際の振込手数料はいただきません。</li> </ul>
指 定 紛 争 解 決 機 関	<p>一般社団法人 信託協会 連絡先：信託相談所 電話番号：0120-817335 または 03-6206-3988</p>

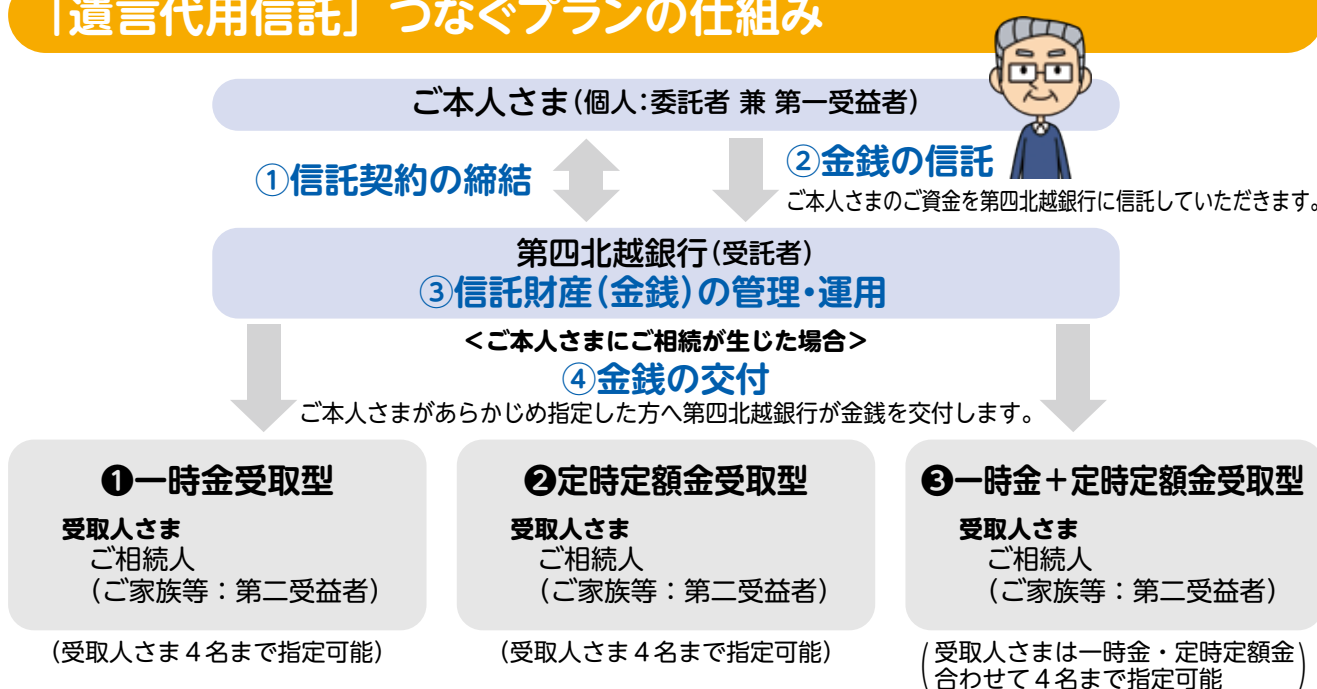
※別途、当行の定める基準がございます。詳しくは取引店までお問い合わせください。



## ご留意事項

- ① 申込年齢の上限はありませんが、日本国籍かつ日本国内に住所を有している方で、行為能力・意思能力があり、後見人等の代理人を必要としない方となります。
- ② 受取人さまがお受取りになる金額は、お申込時に受取割合により指定いただきます。
  - ◎ ご契約後、受取人さまについては最大人数までの追加、変更・取消、受取割合の変更が可能です。ただし、受取方法の変更はできません。
  - ◎ 受取人さまについて、住所や氏名の変更、万が一ご相続が生じた場合は、お取引店へご連絡ください。
- ③ 当行では受取人さまに関する口座番号等をご本人さまにお教えすることはできません。

## 「遺言代用信託」つなぐプランの仕組み



## お申込・資金のお受取の手続きに必要な書類等

### ＜お申込時に必要な書類・事前にご確認いただきたい事項等＞

#### お申込時に必要となるご本人さまの書類等

- ◎ ご本人さまの本人確認資料
- ◎ ご本人さまの当行普通預金通帳・お届けのご印鑑

#### 申込書に記入が必要となる受取人さまのご氏名等 (受取人さまのご来店は必要ございません)

#### 【お申込の前にご確認をお願いします】

- ◎ 受取人さまの当行普通預金通帳の支店名・口座番号  
▶ 当行口座をお持ちでない場合は、事前に作成をお願いしてください。
- ◎ 受取人さまの氏名、生年月日、郵便番号、住所、電話番号

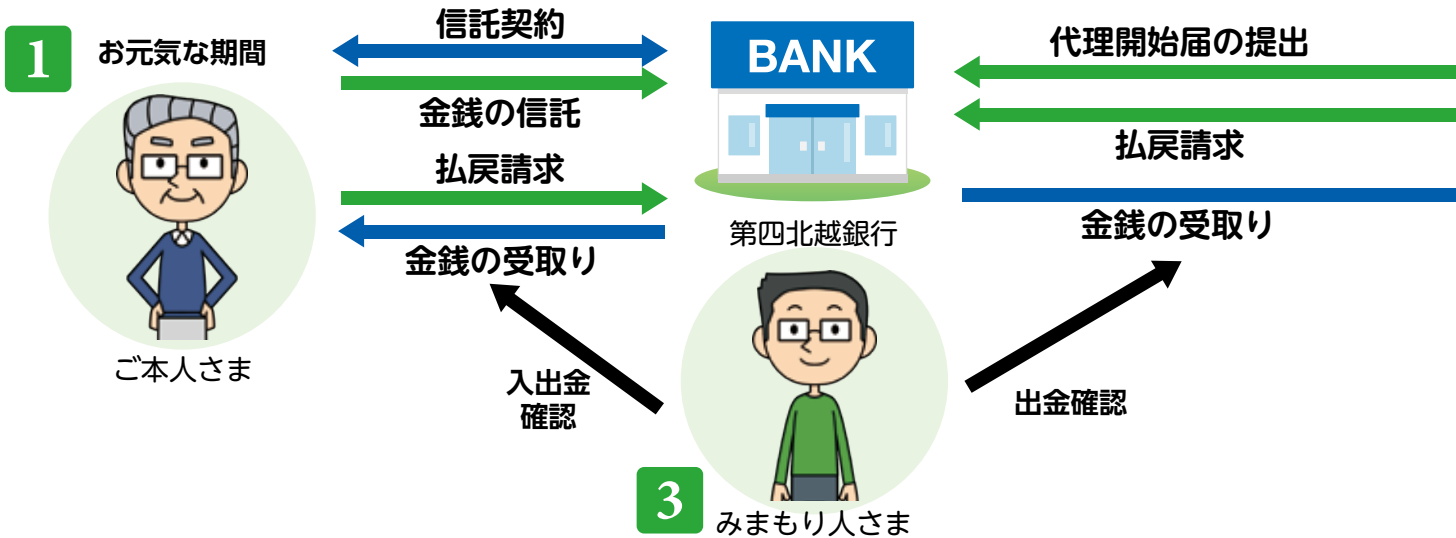
メモ・写等でご準備ください

### ＜受取人さまが資金受取時に必要となる書類等＞

- ◎ 医師の死亡診断書もしくは除籍謄本等
- ◎ 受取人さまの本人確認資料
- ◎ 受取人さまの個人番号を確認できる書類
- ◎ 受取人さまの当行普通預金のお届けのご印鑑

# みまもるプラン

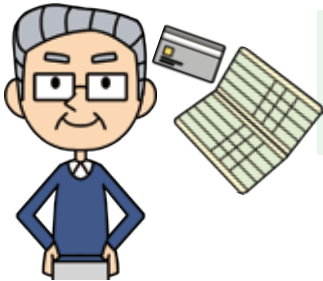
## ご契約からお受取りまでの流れ



## みまもるプランのポイント

### 1 お元気な期間 ————— ご本人さま

#### ご自身でお使いいただけます



#### 用途は自由で随時引出し可能

お元気な期間は、ご本人さまご自身のお申出により、資金用途を問わず、随時お引出しいただけます。

#### お引出しの際にご本人さまにご準備いただくもの

- お届けのご印鑑

### 2 ご本人さまが認知症や要介護等になった時 ————— 受益者代理人さま

#### 医療費や介護費等を受益者代理人さまが引出せます



#### 4 親等以内の親族からお一人を代理人に

申込時に、ご本人さまの4親等以内の親族からお一人を「受益者代理人」にご指定いただきます(必須)。弁護士、司法書士をご指定いただくこともできます。また、受益者代理人さまが役割を果たせなくなった場合に、代わって受益者代理人さまとなる「承継受益者代理人」をご指定いただけます。(任意)

#### 代理人がお引出し可能

ご本人さまが認知症等になった場合、ご本人さまのための医療費や介護費等を受益者代理人さまがお引出しいただけます(お引出し金額は、医療費や介護費等の請求書または領収書金額の範囲となります)。ご資金は受益者代理人さまの口座にお振込みいたします。また、ご本人さまにあらかじめご指定いただくことにより、ご本人さまの生活費を定時定額金で受取することも可能です(受益者代理人さまの口座へ入金)。(任意)

#### お引出しの際にご準備いただくもの

- 医療費・介護費等の請求書または領収書(原本)
- 受益者代理人さまのお届けのご印鑑



**2** ご本人さまが認知症や要介護等になった時



受益者代理人さま

**4** ご相続発生後



第四北越銀行

書類のご提出

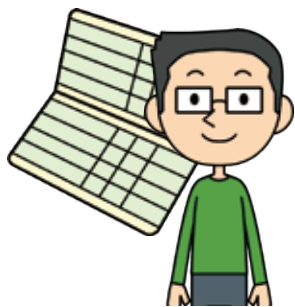
金銭の受取り



受取人さま

**3** みまもり人さまによる入出金確認  
ご本人さまと受益者代理人さまによる  
入出金の履歴を確認できます (任意)

みまもり人さま



**ご家族の中から「みまもり人」に**

ご契約時に、ご本人さまの4親等以内の親族から、2名様まで「みまもり人」にご指定することができます。(任意)

みまもり人さまは、ご本人さまと受益者代理人さまが行った入出金の履歴(当行から送付された書面)をご確認いただけます。

**4** ご相続発生後  
信託して残った資金は簡単な手続きで受取れます

受取人さま

**受取人さまの来店不要**

ご本人さまのご相続発生後、あらかじめ指定された受取人さまへ、速やかにご資金をお振込みいたします。  
※必要書類を郵送することでお受取りが可能です。

**受取人さまが資金受取時に必要となる書類等**

- 医師の死亡診断書もしくは除籍謄本等
- 受取人さまの本人確認資料
- 受取人さまの個人番号を確認できる書類
- 受取人さまの当行普通預金のお届けのご印鑑

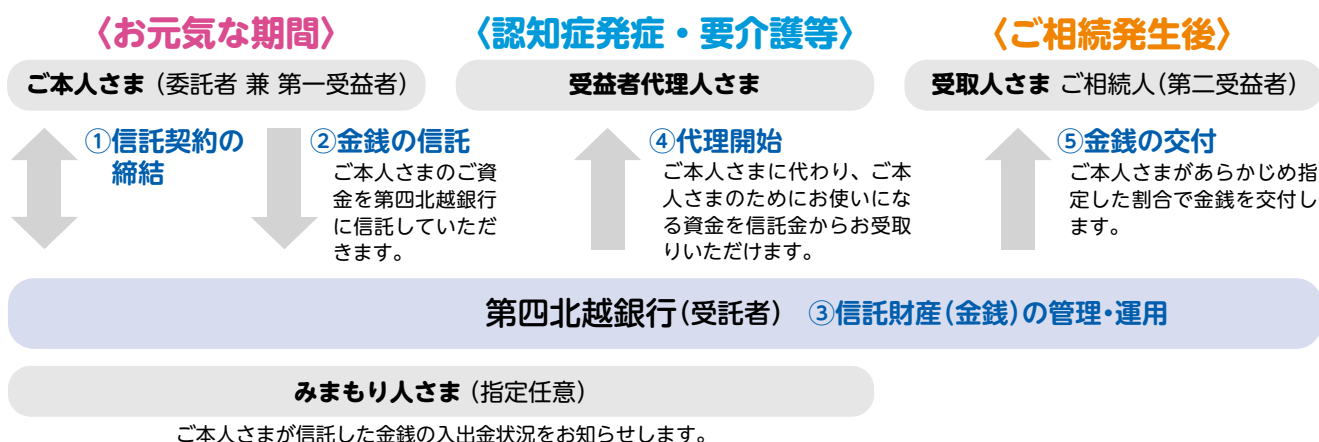
# 「遺言代用信託」 みまもるプラン商品概要

お申込可能な方／未成年者を除く個人（おひとりさま1プラン1契約）

商 品 名	遺言代用信託（代理人払戻特約付）～みまもるプラン～
信 託 金 額	●信託金額は100万円以上で1万円単位です。 ※ご契約後の信託金の追加も可能です。（100万円以上1万円単位）
信 託 期 間	●信託契約日から5年～30年の間で1年単位でご指定いただいた期間経過後の応当日までとなります。 ●信託期間終了時に、委託者ご存命のときは委託者に金銭をお返しします。
受取人さまに関する事項	●受取人さまは委託者の推定相続人の中からお指定ください。（推定相続人とは現時点で委託者に相続が発生したと仮定した場合に相続人となる方です。）
受益者代理人さまに関する事項	●受益者代理人さまは委託者の4親等以内の親族の中からお指定ください。弁護士や司法書士をご指定いただくこともできます。
みまもり人さまに関する事項	●みまもり人さまは委託者の4親等以内の親族の中からお指定ください。
受 取 方 法	<p><b>お元気な期間</b> ご本人さまのお引出しのお申出により、ご本人さまが受取ります（ご本人さまの当行口座に入金）。</p> <p><b>認知症発症・要介護認定後</b> ご本人さまのためにお使いになる資金を、受益者代理人さまが受取ります（受益者代理人さまの当行口座へ入金）。</p> <p>①都度のお受取り（医療費・介護費・税金等） ※支払先が明確な場合は病院等へ直接振込むこともできます。</p> <p>②定時定額金のお受取り（生活費：1ヵ月あたり上限20万円） ※ご本人さまにあらかじめご指定いただく必要があります。（任意）</p> <p><b>ご相続発生後</b> 受取人さまが、各々の信託財産の受取方法（一時金で受取、または定時定額金で受取）を選択して受取ります。 定時定額金受取の場合は2ヵ月毎、3ヵ月毎、6ヵ月毎、12ヵ月毎から相続発生時に選択できます。また、受取日は15日（休日の場合は前営業日）とします。</p>
信 託 報 酬 (契約・追加手数料)	●契約時および信託金追加時に信託金額の2.2%（但し最低55,000円、税込）を頂きます。
信 託 報 酬 (運用報酬)	●毎年3月、9月の末日に運用収益の中からいただきます。 ●運用報酬額は運用収益から信託元本と予定配当率に基づき計算してお支払する収益金総額等を差し引いた金額（年8.0%～年0.001%の範囲内）となります。
信 託 報 酬 (管理手数料)	●代理開始後の手数料として、代理開始の届出があった月の翌月15日（休日の場合は翌営業日）に、毎年3,300円（税込）をご本人さまの当行口座（振替指定口座）より引落としさせていただきます。
そ の 他 の 手 数 料	●委託者が受益者代理人、承継受益者代理人、みまもり人、受取人、受取割合を変更する場合は委託者より5,500円（税込）をいただきます（死亡に伴う変更は無料）。 ●医療機関や介護施設等に直接支払う場合は、当行所定の振込手数料を信託財産よりいただきます。 信託された金銭を受益者代理人さまや受取人さまに振込みする際の振込手数料はいただきません。
指 定 紛 争 解 決 機 関	一般社団法人 信託協会 連絡先：信託相談所 電話番号：0120-817335 または 03-6206-3988

※別途、当行の定める基準がございます。詳しくは取引店までお問い合わせください。

## 「遺言代用信託」みまもるプランの仕組み



## お申込・資金のお受取の手続きに必要な書類等

### 〈お申込時に必要な書類・事前にご確認いただきたい事項等〉

#### お申込時に必要となるご本人さまの書類等

- ◎ご本人さまの本人確認資料
- ◎ご本人さまの当行普通預金通帳・お届けのご印鑑

#### お申込時に必要となる受益者代理人さま、承継受益者代理人さまの書類等

(原則、ご本人さまと一緒にご来店をお願いします)

- ◎受益者代理人さま、承継受益者代理人さまの本人確認資料

#### 申込書に記入が必要となる受取人さまのご氏名等 (受取人さまのご来店は必要ございません)

##### 〔お申込の前にご確認をお願いします〕

- ◎受取人さまの当行普通預金通帳の支店名・口座番号
  - ▶当行口座をお持ちでない場合は、事前に作成をお願いしてください。
  - ▶当行では受取人さまに関する口座番号等をご本人さまにお教えることはできません。
- ◎受取人さまの氏名、生年月日、郵便番号、住所、電話番号

メモ・写等で  
ご準備ください

#### 申込書に記入が必要となるみまもり人さまのご氏名等 (みまもり人さまのご来店は必要ございません)

##### 〔お申込の前にご確認をお願いします〕

- ◎みまもり人さまの氏名、生年月日、郵便番号、住所、電話番号

### 〈受益者代理人さまが代理開始時に必要となる書類等〉

- ◎判断能力低下を確認できる書類 (認知症・判断能力低下を確認できる医師の「診断書」、要介護の認定を証明する「介護保険被保険者証」等)
- ◎受益者代理人さまの当行普通預金通帳・お届けのご印鑑

### 〈受益者代理人さまが代理開始後の払出し時に必要となる書類等〉

- ◎医療費、介護費等の請求書または領収書 (原本)
- ◎受益者代理人さまのお届けのご印鑑

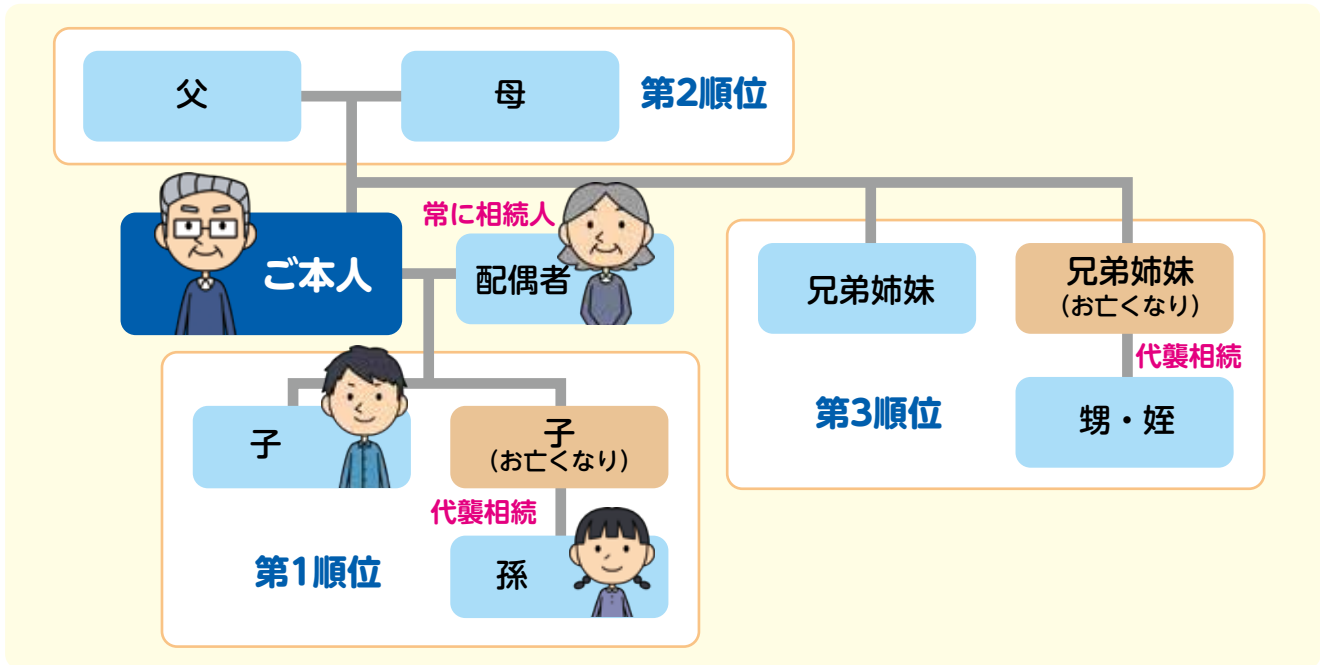
### 〈受取人さまが資金受取時に必要となる書類等〉

- ◎医師の死亡診断書もしくは除籍謄本等
- ◎受取人さまの本人確認資料
- ◎受取人さまの個人番号を確認できる書類
- ◎受取人さまの当行普通預金のお届けのご印鑑

# 法定相続人と法定相続分について

民法では、法定相続人と法定相続割合が以下のとおり定められています。

## 法定相続人の範囲と順位



## 法定相続分・遺留分

相続人	法定相続分		遺留分	
配偶者と子	配偶者 1/2	子 1/2	配偶者 1/4	子 1/4
配偶者と父母	配偶者 2/3	父母 1/3	配偶者 1/3	父母 1/6
配偶者と兄弟姉妹	配偶者 3/4	兄弟姉妹 1/4	配偶者 1/2	兄弟姉妹 なし
配偶者のみ	全部		1/2	
子のみ	全部		1/2	
父母のみ	全部		1/3	
兄弟姉妹のみ	全部		なし	

◎お亡くなりになった方の子・父母・兄弟姉妹がそれぞれ複数人いる場合は、相続分を人数で均等に分割します。

## 代襲相続人

◎被相続人（お亡くなりになった方）の子・兄弟姉妹が、被相続人の相続開始前にお亡くなりになっていた場合には、被相続人の孫・甥・姪が相続人となり、これを代襲相続人といいます。

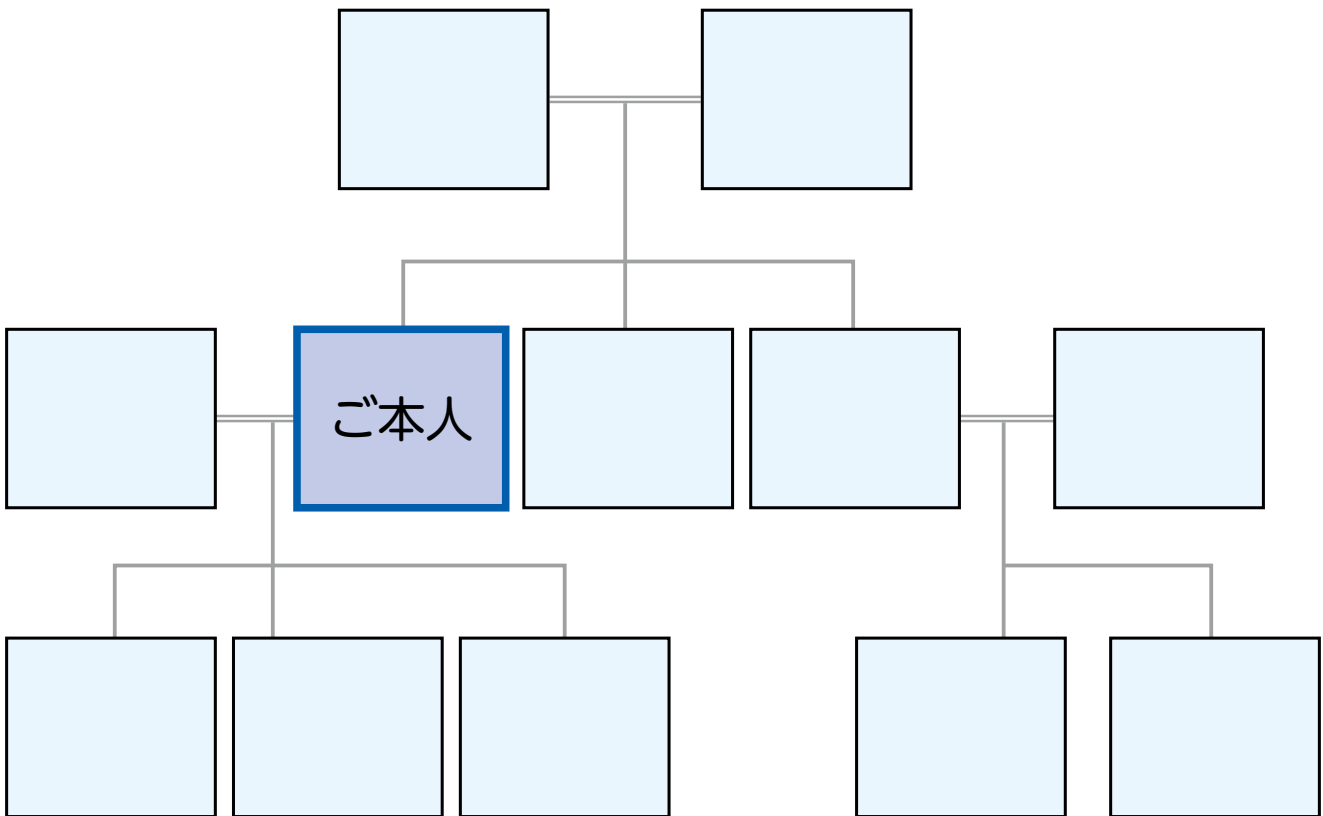
## 遺留分

◎兄弟姉妹甥姪以外の相続人が、最低限受取ることのできる相続割合のことです。相続人に、一定の相続分を保証するために設けられました。

※遺言により遺留分を侵害された場合には、遺留分の権利を侵害された相続人が希望すれば、遺言により財産を承継した他の相続人等に「遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求すること」ができます。

## ご家族関係図

ご家族のお名前等を記入しご確認ください。



その他のご家族

--	--	--



※本資料は2021年12月現在の法令・税制に基づき作成しています。  
今後の法令等改正により内容が変更となる場合もありますのでご注意ください。





## お申込時

### 【共通編】

#### Q 遺言代用信託とはどのような商品ですか？

A お客さまから信託されたご資金を、相続発生時に、簡便な手続きで、あらかじめ指定された受取人さまにお支払いする金銭信託の商品です。

#### Q 受取人は誰でも指定できますか？

A 受取人さまは、推定相続人の中からご指定ください。推定相続人の範囲はご親族の構成によって異なりますので、お申込時に必ずご確認ください。

#### Q 未成年者を受取人として指定できますか？

A 推定相続人に該当する場合、指定が可能です。

#### Q 申込時に受取人の同席は必要ですか？

A お申込時に受取人さまの同席は必要ありません。ただし、受取人さまの氏名、住所、電話番号、生年月日、当行普通預金口座番号が必要となりますので、事前にご確認をお願いします。受取人さまが当行に普通預金口座を開設していない場合は、お申込前のご開設をお願いします。

#### Q 予定配当率とは何ですか？

A 本商品のお申込時点で予定されている利率のことであり、確定利率ではありません。金融情勢に応じて変化します。現在の予定配当利率については窓口・当行ホームページにてご確認ください。

#### Q 通帳・証書は発行されますか？

A 通帳・証書は発行されません。ご契約時に、「ご契約の明細」を委託者および受取人さまにお送りいたしますので、大切に保管してください。分配する収益金の額については、年2回書面にてご報告いたします。

### 【みまもるプラン編】

#### Q 受益者代理人は複数名指定できますか？

A 受益者代理人さまは1名のみ指定可能です。指定した受益者代理人さまが役割を果たせなくなるリスクに備え、承継受益者代理人さまを1名指定することができます。

#### Q 申込時に受益者代理人の同席は必要ですか？

A 原則同席をお願いします。同席が難しい場合はご本人さまお1人でもお手続きいただくことができますが、お申込書類に受益者代理人さまご自身がご記入いただく必要があります。

#### Q 承継受益者代理人、みまもり人は契約時に指定しなければなりませんか？

A 承継受益者代理人さま、みまもり人さまの指定は任意ですので、ご契約後に必要に応じて指定することもできますが、ご契約後の変更の場合は所定の変更手数料をいただきます。

## 契約期間中

### 【共通編】

#### Q 信託金の追加はできますか？

A 可能です。なお、信託金の追加についても、以下の通り信託報酬が必要です。  
つなぐプラン：追加信託金額の 1.1%      みまもるプラン：追加信託金額の 2.2%  
(但し、最低 55,000 円 (税込))

#### Q 契約中に契約内容に変更があった場合(受取人が先に亡くなった、住所が変更になったなど)は、手続きが必要ですか？

A 信託契約の変更が必要となりますので、お取引店に速やかにご連絡いただきますようお願いいたします。

#### Q 中途解約はできますか？

A 所定のお手続きにより、本商品の全部または一部を解約することができます。ただし、信託金の残高が 100 万円を下回することはできません (みまもるプランによる医療費・介護費等のお引出しはその限りではありません)。全部 (一部) 解約の手数料は頂きません。

#### Q 契約後に変更できる事項は何ですか？

A 受取人さまの追加、変更・取消・受取割合の変更が可能です。なお、プランおよび信託期間の変更はできません。

### 【みまもるプラン編】

#### Q 受益者代理人の役割はいつ開始しますか？

A ご本人さまが認知症や要介護等になった旨の診断書等とともに、当行へ代理開始の届出を行っていただいた後に開始します。役割を開始するまでは、受益者代理人さまが信託財産のお引出しを行うことはできません。

#### Q 本人はいつでも信託財産を引出すことができますか？

A ご本人さまがお元気なうち (受益者代理人が銀行に代理開始を届出る前) は、資金用途を問わず、随時お引出しいただけます。受益者代理人さまの役割開始後は、お引出し手続きは受益者代理人さまが行うこととなります。

#### Q 受益者代理人の引出しにはどのような手続きが必要ですか？

A 信託期間中の医療費や介護費等は、ご本人さまの医療費・介護費等にご利用になられたことを証する書類 (領収書等) を当行にご持参いただき、当行は受益者代理人さまがあらかじめ指定した口座に振込みます。また、病院等に直接振込むこともできます。(その場合は所定の振込手数料をいただきます)

#### Q 受益者代理人・承継受益者代理人・みまもり人の変更はできますか？

A ご本人さまによる変更が可能です。死亡に伴う変更以外は、所定の変更手数料をいただきます。

## その他

#### Q 受取人が受取る資金は相続税の課税対象となりますか？

A 相続税の課税対象となります。被相続人のその他財産と合算した財産が、相続税の基礎控除額を超える場合は、相続税の申告をしていただく必要があります。具体的な相談や財産評価につきましては、別途税理士資格を有する専門家や税務署等にご相談ください。



この商品に関するお問い合わせは



コールセンター 0120-86-4464  
HP <https://www.dhbk.co.jp>